

入院時食事療養および生活療養について

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）及び生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時・適温で提供しています。

◇入院時食事療養費の標準負担額について

70歳未満の方

区分			食事療養費	標準負担額
一般（住民税課税世帯）			(流動食以外の提供) 1食 690円	1食 510円
住民税非課税世帯	過去12か月の 入院日数	90日以内	(流動食のみの提供) 1食 625円	1食 240円
		91日以上		1食 190円

70歳以上の方

区分			食事療養費	標準負担額
現役並所得者Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ			(流動食以外の提供)	1食 510円
一般（住民税課税世帯）				1食 510円
住民税非課税世帯 （低所得者Ⅱ）	過去12か月の	90日以内	1食 690円	1食 240円
	入院日数	91日以上	(流動食のみの提供)	1食 190円
(低所得者Ⅰ)			1食 625円	1食 110円
※指定難病にて入院療養で住民税課税世帯に該当される方				1食 300円

◇入院時生活療養の標準負担額について

健康保険法第63条第2項第2号イ及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第2号イに掲げる療養（食事の提供たる療養）

区分			入院時生活療養	標準負担額
一般（住民税課税世帯）				1食 5 1 0 円
住民性非課税世帯 （低所得Ⅱ）	過去12か月の 入院日数	90日以内		（流動食以外の提供） 1食 6 0 4 円
		91日以上	（流動食のみの提供） 1食 5 5 0 円	1食 1 9 0 円
（低所得Ⅰ）				1食 1 1 0 円
（低所得Ⅰ） 医療区分（医療処置の必要性）のない方				1食 1 4 0 円
※指定難病にて入院療養で住民税課税世帯に該当される方				1食 3 0 0 円

健康保険法第63条第2項第2号ロ及び高齢者医療の確保に関する法律第64条第2項第2号ロに掲げる療養（温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成たる療養）

区分		入院時生活療養	標準負担額
一般（住民枝時課税世帯）		1日 398円	1日 370円
住民税非課税世帯	(低所得者Ⅱ)		0円
	(低所得者Ⅰ)		0円
指定難病にて入院療養されている方			0円